

2025年4月1日

公益社団法人 日本証券アナリスト協会

『新プライベートバンキング（第1～3分冊）』については、以下の項目について刊行後の制度改正等に留意する必要があります。学習の際には、以下に示した各省庁パンフレット等を参照してください。

1. 相続時精算課税

現行の控除額（2500万円）とは別に年間110万円を控除できるとともに、相続財産に加算する価額は当該110万円を控除した残額とすることとされました。

また、同制度により贈与取得した土地又は建物が特定贈与者の相続税申告提出期限までに災害によって一定の被害を受けた場合には、災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除したうえで、相続財産の加算することとしました。

（参照）財務省 令和5年度税制改正 資産課税

[zeisei23_all.pdf \(mof.go.jp\)](#)

2. 暦年課税における生前贈与加算

相続または遺贈により財産を取得した者が、当該相続に係る被相続人から贈与取得した財産を相続財産に加算する年数は、これまでの3年以内から7年以内に拡大されました。

なお、追加延長となる4年間の贈与財産のうち、合計100万円までは加算されません。

（参考）財務省 令和5年度税制改正 資産課税

[zeisei23_all.pdf \(mof.go.jp\)](#)

3. 事業承継税制

法人版事業承継税制について、特例措置に限り、役員就任要件（現行：贈与の日まで引き続き3年以上役員等であること）を撤廃し、贈与の直前において役員等であれば要件を満たせるようになりました。

（参照）財務省 令和7年度税制改正の大綱

[令和7年度税制改正の大綱の概要：財務省](#)

4. 贈与税の非課税制度

① 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が令和8年（2026年）3月31日まで延長されました。

（参照）財務省 令和6年度税制改正の大綱

PB テキストに関する主な制度改正

[令和6年度税制改正の大綱\(2/10\) : 財務省 \(mof.go.jp\)](#)

② 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

受贈者の年齢が30歳に達した場合等において、未利用額に対する贈与税率を特例税率から一般税率とした上で、令和8年(2026年)3月31日まで延長されました。

また、贈与者の死亡時において、当該贈与者の相続税の課税価格が5億円超の場合は、未利用額はすべて相続税の課税対象となりました。

(参照) 財務省 令和5年度税制改正の大綱

[令和5年度税制改正の大綱\(2/10\) : 財務省 \(mof.go.jp\)](#)

③結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が令和9年(2027年)3月31日まで2年間延長されました。

(参照) 財務省 令和7年度税制改正の大綱

[令和7年度税制改正の大綱の概要 : 財務省](#)

【制度改正に関連する主な記述箇所】

新プライベートバンキング(第2分冊)

頁	該当箇所	参照番号
116	図表3-2-2 各相続人等の相続税の課税価格(※)部分	2
126	(2)贈与税額控除(暦年課税分)	2
144	2 相続開始前3年以内の贈与と相続税	2
149	3 相続時精算課税制度	1
150	(5)相続時精算課税制度のデメリット	1
151	(2)教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置	4②
152	(3)住宅等取得資金に係る贈与税の非課税措置	4①
152	(4)結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置	4③
175	②相続人ではない者を……相続税の課税対象者になる	2

新プライベートバンキング(第3分冊)

頁	該当箇所	参照番号
131	(3)後継者の主な要件【贈与税】	3
132	2018年度税制改正により改正点	3
133	5 事業承継税制のメリット・デメリット (1)メリット	3
135	解答・解説 2①	3
143	Column 4-3-1 事業承継税制 ~他人版~	3

以上